

別記様式 1

会 議 概 要 書

審議会等の名称	令和2年度 第4回 磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
担当部課名	健康福祉部 国保年金課 (内線 2151)
会議の開催日時	令和3年1月21日(木) 午後3時から午後4時45分まで
会議の開催場所	磐田市役所西庁舎 3階 304・305会議室
出席者	<p>磐田市国民健康保険運営協議会委員 16人 (公益代表4人、被保険者代表5人、保険医・薬剤師代表5人、被用者保険等保険者代表2人)</p> <p>事務局職員 9人 (健康福祉部長、国保年金課6人、健康増進課2人)</p>
議題	<p>諮問事項</p> <p>1 磐田市国民健康保険税の課税限度額の改正について</p> <p>議事・報告事項</p> <p>1 磐田市国民健康保険事業について</p> <p>2 磐田市の国民健康保険税率のあり方について</p> <p>3 第2期データヘルス計画の中間評価について</p> <p>4 その他</p>
配付資料等の件名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 磐田市国民健康保険税の課税限度額の改正について(案) ・ 磐田市国民健康保険事業 ・ 磐田市の国民健康保険税率のあり方について ・ 第2期データヘルス計画中間評価 ・ 磐田市国民健康保険税条例の改正(軽減判定基準額の見直し)について <p style="text-align: right;">等</p>
概要	<p>諮問</p> <p>1 磐田市国民健康保険税の課税限度額の改正について</p> <p>委員 あまり詳しく分からないのですが、課税限度額をいわゆる裕福な世帯から取るということですよ。それで、大体このように上げることによって、税金がどれくらい増えるものなのですか。</p> <p>事務局 お答えします。今回上げる分は医療分と介護分の予定ですが、医療分が61万円から63万円になるので、課税限度額に到達している高所得の世帯は61万円で頭打ちだったものが、63万円で2万円増えます。63万円まで到達されない世帯の方はですね、61万円を超えて62万円とかですね、そういう方もいるの</p>

で、2万円上がる方と2万円以下で上がる方という形で、最高で2万円上がるような形になります。介護分も同様にですね、16万円から17万円に上がるものですから、16万円で頭うちだったものが、1万円増えて17万円というような形なので、高所得の方で頭打ちだった方が少し増えます。

委員 磐田市として、どれくらい税収が増えますか。

事務局 税収についてはですが、医療分で約430万円、介護分で約30万円税収が増える予定です。合計で約460万円の税収増を見込んでおります。

委員 国の目標が1.5%ということですが、今の状況では足し算すると2.23%かな。それが0.15%近づくよと。まだ2%以上、乖離していますが、将来的に1.5%に近づけるような長期的な計画っていうのはあるのでしょうか、ないのでしょうかというのが1つ。2つ目は、近隣市町に比べて、磐田市は、達成度というか1.5に対して、高いのか低いのか説明していただけますか。

事務局 まず、1.5%ルールですけれど、全国の平均の国保の税率でいきますと、今、限度額に達する世帯が2%ほどあるものですから、限度額を上げて、それを1.5%に下げないように近づけるということです。ただ、当市の場合は、税率が低いものですから、限度額に届く世帯が、現状は少ない、そういうことになっております。ですので、現状、医療分ですと、先ほど、この引上げで0.89%になると説明させていただいたと思うのですが、税率を上げない限り、限度額を上げると、この割合は下がっていく一方ですので、1.5%には届かないということになります。近隣市との比較ですが、そこもやはり税率が低い分、磐田市の限度額到達世帯の割合は低いものと考えております。以上です。

委員 課税限度額の割合が1.5%というのは、基礎課税分、高齢者分、介護分のトータルではないということですか。

事務局 トータルで1.5%を国としては目指すのですが、介護分が今、低いですよ。介護分の

全国平均は1.0%ですので、本当は介護分を、もう少し上げる必要があります。3つを単純に足すわけではなくて、トータルの99万円で、1.5%に近づけるってということが目標となります。

委員 目標が1.5%というのがね、この3つ足してなのか、個々なのかというのがよく分からない。

事務局 足してではないです。それぞれが1.5%になるということです。

委員 分かりました。

委員 1.5%の根拠は、何ですか。

事務局 被用者保険で、最高限度額に達する人の割合が1.5%になる、要するに、全体の1.5%ぐらいが限度額になります。社会保険といいますか、被用者保険で、最高の標準報酬月額といいますかね、そのベースの人が約1.5%平均としてあるということです。国保は、うちは割合的には少ないのですが、多い市町は2%を超えているようなところもありまして、それを国のほうの1つのルールとして、政令で決めていて、できるだけ割合的に1.5%に近づけるようにという制度改正を毎年ここ数年してきているということになります。政令ですので、全国、その限度額に合わせるような、改正をどこの自治体もしておりまして、ただ、これは昨年度の税率、税制改正ですが、限度額を上げるということは被保険者の方に負担が大きいというところがありますので、1年遅れで、大体静岡県内の自治体は、どこも1年遅れて課税限度額の改正をしているというような状況でございます。以上です。

委員 新聞を読んでいて見たのですが、浜松市も同じような会議をやっていますよね。それで、浜松市は今年度上げないというような回答だったと思いますけれども。委員会に諮問があって、同じような国保の会議があって、上げないという話だったと思うのですよね。それで、その理由としては、コロナで大変だと。みんなお金がないものだから、国保税を上げるということは非常に負担がかかるのではないかとということで、その会議としては、諮問として上げないと、改正しないというような

案だったように思うのですけれども、磐田は、今度上げるわけですよ。ですから、こういうせつかく会議をやっていて、その年度上げるということに対して、他の市町とももちろん税率が違いますから、何とも言えないのですけれども、そういう違いがありますが、それはそういうものなのですか。それで、委員会としていいのでしょうか、という話なのですが。

事務局 浜松市が上げないというのは税率を据え置くということです。限度額は、浜松市さんは、去年、この政令に合わせて上げていますし、今年からその最高限度額が上がっていますので、そちらは今年、国の税制改正での引上げはないものですから、そこはそのまま、今回上げることで、磐田市が浜松市に1年遅れで追いつくと、そういうことになります。

委員 タイミングの問題ですよ。ただコロナがあって、今年度ということになると、コロナに対してどうなのかという、市民の感情としてね、こんな時期なのにどうして上げるのかということは、言われるのではないかと思いますけれど。それに対して委員会としては、諮問に対してしようがないよということですか。

事務局 ちょっと補足をさせてください。今年度、課税限度額の引上げを国のほうは見送りしました。今、委員がおっしゃったように、コロナの関係とかで、今、そこを上げるという状況ではないという、そういう見極めをしている、そういうふう聞いております。ですが、今回うちが上げるのは1年遅れでやるということで、県内足並みを揃えていくという方向性ですので、御理解をお願いしたいと思います。

委員 なかなか理解していなくて申し訳ないです。今現在ですね、磐田市の到達世帯のパーセントは何%でしたか。もう一度お願いします。それが今回の改正でどのぐらい動くのか、何か低いような気がします。

事務局 説明させていただきます。資料は、「磐田市国民健康保険税の課税限度額の改正について(案)」の2の1番下のところです。課税

限度額到達世帯の割合というところで、引上げ前で、基礎課税分、2万上げる基礎課税分のところですが、0.97%、引上げ後に到達する世帯が0.89%となる見込みです。介護納付金分ですね、16万円から17万円に上げるところですが、そちらについては、引上げ前が0.39%の到達世帯です。引上げ後、0.32%の到達という割合になっております。

委員 令和2年度の計算ですよね。

事務局 そうです。

委員 先ほどの説明だと、トータルだと言いましたよね。

事務局 到達割合は、個々で見えています。

委員 国のほうが1.5%に近づけると言っているのですが、この数字は理解出来ない。だんだん開いているような気がするのですが、それはどういうふうに見たらいいですかね。

事務局 磐田市の税率が低いために、最高限度額にいく世帯が少ないという現状があります。全国平均の税率を用いると、そこが2%を超えているのを、限度額を上げて、下げていくということになります。

委員 国のほうだと2%なのですか。

事務局 例えば磐田市が、全国平均の税率を用いれば、限度額を超える世帯、限度額に到達する世帯が2%になるのですが、磐田市は、全国平均の税率よりも低いから限度額に至る世帯が現状少ない。限度額を上げることでさらにその率が低くなっているというのが、今回の資料の現状です。

委員 1.5に近づけるとというのが、よく分からないのですよね。どうなんですかね。

事務局 1.5%にしていきたいというのは社会保険と同じように、限度額に達していく世帯の割合を、水準を同じようにしていきたいという国の方向性です。ただ、それが先ほど、本市の場合は、税率が低いために、もともと限度額に達している世帯数が少ないということで説明をさせていただきました。国の平均の税率を用いますと、やっぱり2%ぐらいの割合で、限度額にいつている世帯があるわけですが、それを国全体で考えたときに、それを1.5%に近づけていくような限度額設定を

していきたいということになります。以上ですが、よろしいですか。

委員 国保だから上がらないというのが、あるのではないですか。被用者保険とはレベルが違うのではないですか。逆に言ったら、他の市で2%を超えているところがあるのですか。全体じゃなくて。

事務局 課税限度額に達しているところの割合が2%を超えているような自治体もあります。

委員 基礎が高くなっているのですね。

事務局 基礎といいますか、税率が高いので、おのずと、課税限度額は一緒ですけれども、そこに達する割合、世帯数というのは税率が高い部分、やっぱり多くなるということになると思います。磐田市の場合ですと、所得が1,200万円とかないと、限度額にいきません。ただ、平均的な税率ですと、その所得が900万円でも、限度額になってしまう、そういうことです。

委員 2%になっても悪くないのではないですか。なんで下げなければいけないのか。上げる理由は分かるが、下げることはない。

事務局 限度額に到達する世帯が増えればですね、限度額を上げれば、その分中間所得の人の税金を少なくすることができるので、そこを狙いです。言い方が悪いですが、ある人から取って、真ん中辺の所得の人の負担を少なくするというのが、引上げの狙いということになります。

委員 2.5でもいいわけですよ、たくさん取れば。

事務局 それを高くすることで、限度額に到達する人の割合が減るわけですよ。限度額を高くすれば、限度額に到達する世帯の割合は下がる。下げるのが今回の狙いですので、2.5にすると、限度額を逆に低くしなければいけなくなってしまう。

委員 全国平均で基礎課税分を計算したときに、今、磐田市は2点なんぼで、これを上げることによって2点なんぼに下がりますよということですよ。1.5%との対比でいくと。今、磐田市の基礎課税分の税率が低いから、0.97ですよということだけど、全国平均レベルの

税率にすれば、そこが 2.5 か何かあったとして、今度、63 万円に上げると、それが 2.1 か何か、ちょっと 1.5 に近づくといいことですよ。

事務局 はい、そうです。

委員 アッパーで切る人を減らすという、国は一応のレベルでは 1.5%と言っているけど、磐田は 0.97 しかない。それは、磐田は税率が低いからそうなっていますよという、説明ですよ。

事務局 上げることで磐田市の場合、今回 460 万円の増収となります。

委員 このシミュレーションを全国平均の税率に直してみれば、もっと皆さん分かりやすいと思いますけど、それが 0.97、0.87 というのもっと下がってしまうのではないかと。

委員 最高限度額の話ですから、最高限度額を上げれば、世帯数は減っていくわけですよ。

委員 それで今、磐田市 3% かなにかあるかもしれないけど、それが 2% かなにかに下がってくるわけですよ、きっと。あげることによって。これ以上納めなくてもいいという人を減らすわけですよ。

委員 上がっていく分だけ、世帯数は減っていきますよね。お金持ちが変わらなければ。お金持ちが増えていけば関係ないですけど、お金持ちが一定であれば、最高限度額を上げれば、到達世帯数は減っていきますから。言うこととパーセントはあまり比較できないと思うのですが。税率が違うから。

委員 同じ税率で計算して、磐田市はこうですよという説明だと分かるのだけれど。

委員 同じ税率ではないので、話がややこしくなる。

事務局 分かりにくくて、すみません。上げて、上げた人からいただく分、増収分で、全体の税率を下げることで中間所得の人の税負担を軽くするというのが、限度額引上げの本来の趣旨ということになります。

以上で会長が質疑を打ち切り、改正案の承認の可否を諮り、原案どおり承認される。答申方法については会長と事務局に一任すること

を承認。

議事・報告事項

1 磐田市国民健康保険事業について

委員 2ページの1人当たりの給付金が4,000円。前年度に比べて3%ぐらい少なくなっているわけですが、去年はコロナでみんなマスクをしたから風邪が少なくなったとか、何か要因があるのか、それとも、早期発見早期治療のような取組が効果を発しているのか、分かる範囲で、教えていただけますか。

事務局 現時点ではですね、私の個人的な考えになってしまうかもしれませんが、特に今回、新型コロナウイルスの感染が広まっているということで、実際にいつもお医者さん等にかかっていらっしゃいました高齢者の方とかが、受診のほうを控えるということで、数字として、確かに1人当たりの医療費のほう下がっているのですが、特にそういったところを見ますと、特に高齢者の方等につきましては、それ以下の方に比較して高齢者の方にかかる医療費が、高くなってきているというのはこれまでも傾向としてございましたけれども、そういった、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、実際に医療を受ける必要がある、特に御高齢の方とかですね、そういった方が受診を控えられたことによりまして、全体としてもそうですし、1人当たりの医療費としても、ちょっと減ってきているのではないかなというふうに考えております。

委員 今のお話で確認といいますか、お伺いしたいのですが、高齢者が受診を控えるという言葉が申されましたけれども、受診を控えるというのは、私、非常にどう解釈していいのか分からないのですけど。何か変な話、言葉は悪いですが、受診しなくてもいいのにとというのが1点。そういう部分と、もともと行かなければいけないけれど、コロナがあるから行かなかったという部分があると思うのです。そこら辺をちょっと確認させてもらいたいです。

事務局 当然ですね、本来、医療を受けるべき方が、

やっぱりコロナを気にされて、実際にはいろんな治療等が必要な方であっても、そういった状況で、ちょっとお医者さんに行かれるのをためらってしまっているというのが現状ではないかというふうに考えております。

委員 今の話ですけども、ちょっと話が違うかもしれないですけど、我々、医療側としての話ですけれども、ここに内科の先生もいますけれども、患者数は減っています。これは、現在、現実にある事実です。なぜ控えられ、控えているのか何かわかりませんが、全ての医療につながる患者さん数が減っています。特に小児科、耳鼻科、これも顕著に減っているように思います。産婦人科ですら減っています。ですから、今言っておられるようなことが大きな原因じゃないかなと実感として思います。病気にならない人が減ったということではなくて、受診控えではないかと思えます。

2 磐田市の国保税率のあり方について

委員 県の方針に沿って対応を検討するとあったので、2027年度を目標にする前提の議論ですね、と聞こうと思ったのですが、磐田市は別途、ゴールを設定するという、そういう理解でいいのですね。

事務局 被保険者の急激な負担増は避けたいという考えがございますので、現時点では、必ずしも県の運営方針を絶対に遵守するということではなく、改正を検討していただくことをお願いしています。

委員 例えば5回の4年というのをやると、向こう20年近くということになるかと思うのですが、そういったことに対しての市のほうの読みというか、どれぐらいというのを、例えば、長ければ長いほうがいいという我々の気持ちもあるけれど、そうは言っても、どこかで落としどころを決めないといけないという意味が多分あると思うのでね。その辺というのは、ちょっと分からないのですが、聞きたいなと思って。

事務局 皆様のこのアンケート結果が、仮に20年をかけてということであれば、それはそれで、

尊重しなければならないとは思っていますが、もしそうしますと、今後、国の方針ですとか、県の運営方針で、もっと強制的に、解消しなさいということになると、令和4年度はそれで行ったとしても、次の改正のときに、大きく上げる必要が出るということになってしまうかと思っておりますので、今日の会議も含めて、今まで、こちらとしてはそういうところも留意しながら御検討いただきたいということを説明してきたつもりですが、お含みおきいただければと思います。

委員 御指名いただきましたので、申し上げます。先ほど、委員の方がおっしゃいましたけれど、やっぱり納税者といいますか、その立場から言えば、やはり少しずつ少しずつ、長期にわたってみたいな、簡単に言えば、そういうふうに思うのですが、先ほど市のほうからもありましたけれど、やっぱり令和4年度に段階的に急激に上げますよという話もございました。これは、基本的にどうだということがあるのでしょうか。ガイドラインみたいなものは。今、5回で段階的に上げていくという話ですけど、国あるいは県のほうで、いつまでにどうという具体的なそういうガイドラインみたいなものがあるのでしょうか。それをちょっとお伺いしたいのですが。

事務局 県の運営方針では、令和9年度までに、赤字といいますか歳入不足の解消を目指すというものがあ以外は、今のところほかにそういうガイドラインというものはありませんが、財務省は、国保の赤字繰入れというものはなくすべきだということで、厚労省に言っていますし、そういうことで赤字解消計画の策定をしなければならないということも言われています。赤字解消計画でも赤字は6年で解消しなさいといいますか、するようにという指導といいますかそういうものが出ております。

委員 先ほど、世帯単位の影響の部分の5回に分けての御説明をいただいたのですが、極端に言えば、5回の話があったり、4回の話があったり、3回の話があったり、2回の話があったりと、ずっと説明していただきましたよ

ね。単純に、例えば5回と、中とって3回とか、その辺のところを中心に、説明していただければ、比較対象ではないですが、その辺がしやすかったかなというような感じはいたしました。以上です。

事務局 最後の資料の6ページの(3)の世帯単位の影響のところちょっと御説明させていただきましたが、増加額が、例えば年3万6,000円、月3,000円以上というところで見ますと、そこに該当する世帯の割合というのが、改正4回の場合で5%、改正3回の場合で約9%となります。この割合を委員の皆さんどんなふうに率直に感じられるのかということも、アンケートで判断させていただいて、こちらとしては、幾つかの改正の幅とか、サイクルの案を御提示させていただければいいのかなと、そんなふうに考えています。

委員 確認ですが、何回か同じような確認になってしまって恐縮ですが、先ほど赤字繰入れということで、これというのは法定外の一般会計からの繰入れということでよろしいですね。となると、その税金、一般的なものにも負荷がかかってきて、協会けんぽの保険料を払っている方も住民税を払っているのも、その方も二重払いになるということで、この回答で、どうしても個人としての考えではなくて組織としての考え、加入者目線で考えると、1番早く赤字繰入れ解消ができるというのが(1)でいうと4番であったりとか、あとできるだけ早くという3番ということになるという認識でよろしいのでしょうか。

事務局 来年度予算でも、法定外の繰入れといいますかその他一般会計からの繰入れを7億1,000万、財政課のほうにお願いして、それが今度審議されるわけですが、そこは国保に加入していない方も含めた、一般会計からのいただきものということになりますので、それをなくすようにという国の指示もございます。ただ、委員皆様のそれぞれのお立場でアンケートを回答させていただいて、いろんな意見を踏まえた中で、幾つかの改正の案というものを作り、お示し出来たらいいのかなというふうに考えております。

委員 ありがとうございます。

委員 6ページ、世帯単位の影響のところ、改正5回と4回で、特にパーセントが変わらない部分は、上から3つはほとんど2回でも5回でも変わらない。特に増加率が10%を超える2.8%、10.9%、増加率が5%以下又は減額という、この下の2行をちょっと説明してもらっていいですか。

事務局 それぞれ5回の改正の1回目の改正、4回の改正の1回目の改正の場合の世帯単位の影響ということになりまして、5回に分けて改正する1回目の場合ですと、世帯単位の保険税が10%以上増加する世帯の割合が全世界帯の2.8%、4回の場合ですと、10.9%になるということになります。今日説明させていただいた資料の3ページ、4、段階的な改正の方法と被保険者1人当たりの国保税額についての改正①の税率を使った場合、世帯の保険税が現行の保険税よりも10%以上上がる世帯の割合が、2.8%ということなのです。

3 第2期データヘルス計画の中間評価について

委員 特定保健指導と重症化予防の指導についてお聞きします。現在、加入者の方にアプローチするのにスマホとかタブレットを使った指導に取り組んでおられますか。もし取り組んでいなければ、今後残りの3年間で取り組まれる予定がありますか。

事務局 御質問いただいた件についてですが、現状としては、スマホとか、タブレットを使用した保健指導はまだ取り組んでおりません。具体的にそれに取り組んでいくというところもまだ決まってはいませんが、現在、保健指導を一部委託している部分もございまして、そういった委託先で、タブレットとか遠隔的面接を行うということは今後導入していくというような話がございまして、そういったところも参考に市としても検討していければなと考えております。

委員 ありがとうございます。というのは、私どもものところでも、自宅にいる扶養家族向けに保健指導案内したら、コロナ禍が幸いしてというのは変ですが、普段家にいない人がいて、

	<p>タブレットを使った保健指導、思いのほか、受ける方が増えたという現状があったので、もちろん自前でやるのは難しいと思いますが、外部委託とかうまく使ってやれば効果が出るのではないかなど。</p> <p>事務局 ありがとうございます。ぜひ参考にさせていただきます。</p> <p>4 その他（磐田市国民健康保険税条例の改正（軽減判定基準額の見直し）について 質疑なし。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
備	考